

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

令和元年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

令和元年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和元年十月一日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和元年十月一日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

小 峯 松 治 議員

明ヶ戸 亮 太 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、平成三十一年三月二十七日以降受理した監査結果を報告する。

- 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

- 六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

令和元年十月一日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

令和元年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

日程第七 議案第九号 平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第二〇号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員(二三人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 第一番 道祖土 証 議員 | 第二番 菊地 敏昭 議員 |
| 第三番 小峯 松治 議員 | 第四番 桐野 一忠 議員 |
| 第五番 明ヶ戸亮太 議員 | 第六番 吉敷賢一郎 議員 |
| 第七番 柿田 有一 議員 | 第八番 岸 啓祐 議員 |
| 第九番 吉野 郁恵 議員 | 第一〇番 小林 薫 議員 |
| 第一一番 高橋 剛 議員 | 第一二番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第一三番 小野澤康弘 議員 | |

△欠席議員(なし)

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|-------|--------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 飯島 和夫 |
| 〃 | 栗原 薫 |
| 会計管理者 | 大原 誠 |
| 消防局長 | 岸田 隆 |
| 次長 | 島村 昭仁 |
| 〃 | 比留間 富雄 |
| 〃 | 岸 康弘 |

川越北消防署長	志村和宏
川越中央消防署長	安田勇次
川越西消防署長	程島秀二
川島消防署長	谷島忠雄
総務課長	西村政徳
警防課長	長澤俊幸
救急課長	秋山浩利
指揮統制課長	橋本丈夫
新消防庁舎建設準備室長	武笠浩
監査委員	佐藤明
〃	小野澤康弘

△議場に出席した職員

書記長	小森谷昌弘
書記	中里良明
〃	岩淵巧
〃	津久井広大

△開 会（午後二時二十七分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和元年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。
日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。
（岩淵 巧書記 朗読）

川消総発第四八五号

令和元年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

令和元年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 以上で、公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきました

ので御了承願います。

川消議会議第二七号

令和元年九月二十四日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時開会の川越地区消防組合議会議第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会議第二八号

令和元年九月二十四日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月一日午後一時開会の川越地区消防組合議会議第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第四五九号

令和元年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、令和元年本組合議会議第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

令和元年川越地区消防組合議会議第三回定例会会議録

副管理者 飯島和夫

” 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 岸田 隆

次長 島村 昭仁

” 比留間 富雄

” 岸 康弘

川越北消防署長 志村 和宏

川越中央消防署長 安田 勇次

川越西消防署長 程島 秀二

川島消防署長 谷島 忠雄

総務課長 西村 政徳

警防課長 長澤 俊幸

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 橋本 丈夫

新消防庁舎建設準備室長 武笠 浩

川消監収第二一号

令和元年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、令和元年川越地区消防組合議会議第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

” 小野澤 康弘

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

小 峯 松 治 議員

明ヶ戸 亮 太 議員

を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題とします。

監査委員より、平成三十一年三月二十七日以降本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告をいたします。

川消監発第四〇号

平成三十一年三月二十八日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小 林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 片 野 広 く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四号

平成三十一年四月二十三日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小 林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 片 野 広 く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号

令和元年六月二十八日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

令和元年六月二十八日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐 野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度四月分（出

納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

令和元年六月二十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度五月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

令和元年六月二十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度五月份（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二号

令和元年七月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

令和元年川越地区消防組合議会議事第三回定例会会議録

川越地区消防組合監査委員 佐藤明
同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度六月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

令和元年八月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様
川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度七月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○桐野 忠議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る令和元年六月二十八日開会の第二回臨時会において、地方自治法第九十九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に

関する特別委員長報告を申し上げます。

去る六月二十八日開会の第二回臨時会において地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました、消防庁舎及び訓練施設等に関することについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は十月一日、消防局三階講堂において付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、基本設計について、用地交渉の進捗状況について並びに事業スケジュールについて理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、今後慎重に調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査とし、定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちつて本特別委員会の報告を終わります。

令和元年十月一日 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

○桐野 忠議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件

の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第九号 平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算

認定について

○桐野 忠議長 日程第七、議案第九号、平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第九号

平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（大原 誠会計管理者登壇）

○大原 誠会計管理者 ただいま上程になりました議案第九号、平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成三十年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きいただきたいと存じます。

決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は、五十二億五千三百八十五万九千円でございます。

歳入につきましては、調定額五十二億三千七百二十二万七千六百二十一円、収入済額五十二億三千六百二十八万九千六百二十一円、収入未済額九十三万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九九・六七％でございます。

歳出につきましては、支出済額五十一億七千七百九十三万九千八百七十七円、不用額八千二百七十一万九千九百九十三円、予算現額に対する決算額の割合は九八・四三％となっております。

歳入歳出差引残額六千五百十四万九千八百十四円につきましては、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額四十九億六千三百四十二万九千二百四十四円、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町、それぞれの共通経費及び個々経費の非常備消防費、水利施設費等でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額四十九万八千九百九十円、行政財産使用料でございます。

二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額四百九十四万二千四百円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料等でございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額二千九百八十六円で、職員退職手当基金の積立金利子でございます。

二目財産貸付収入につきましては、収入済額百十三万三千三百八十七円で、財産貸付収入でございます。

二項財産売払収入、一目物品売払収入につきましては、収入済額百九十二万九千四百円で、不用品売払収入でございます。

次に、十二ページをお開きいただきたいと思えます。

四款一項一目繰越金につきましては、収入済額三千九十六万四千七百二十九円で、前年度剰余金でございます。

次に、五款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。二項一目受託収入につきましては、収入済額六百八十六万六千五百円で、川越自警消防費、川越水防費に係る受託収入でございます。

三項一目雑入につきましては、収入済額千五百五十八万六千六百円、収入未済額九十三万八千円で、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などでございます。収入未済額につきましては、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額一億七千七百三十三万円で、消防施設整備事業債でございます。

次に、十四ページをお開きいただきたいと存じます。

七款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額三千三百六十五万一千円で、消防施設等整備費補助金でございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

歳入合計につきましては、調定額五十二億三千七百二十二万七千六百二十一円、収入済額五十二億三千六百二十八万九千六百二十一円、収入未済額九十三万八千円でございます。

続きまして、歳出でございます。十六ページをお開きいただきたいと存じます。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額五百八十四万九千九百三十三円で、報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額三百三十五万四千九百七十円で、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でござ

ございます。

二目公平委員会費につきましては、支出済額六万二千七百円で、報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。

二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十六万二千六百円で、報酬及び旅費の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項目常備消防費につきましては、支出済額四十四億八千九百三十六万一千三百九十五円で、給料、職員手当等、共済費、次のページ以降にございますとおり、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

次に、二十六ページを開きいただきたいと存じます。

二目常備施設費につきましては、支出済額一億二千九百九十六円で、委託料、工事請負費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。

二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額六千九百八万一千六百四十七円で、次のページに移行いたしまして、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

二目川島非常備消防費につきましては、支出済額三千七百七十六万八千三十三円で、次のページに移らさせていただきまして、報酬、共済費、旅費、備品購入費等の川島町消防団に係る経費でございます。

三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額九千六百七万二千九百六十一円で、工事請負費、負担金等の川越市水利施設の管理及び水利の増設に係る経費でございます。

二目川島水利施設費につきましては、支出済額百九十七万八千九百二十四円で、次のページに移らさせていただきまして、負担金等の川島町水利施設の管理に係る経費でございます。

四項自警消防費、一目川越自警消防費につきましては、支出済額四百四十一万九千九百六十九円で、工事請負費、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

五項水防費、一目川越水防費につきましては、支出済額二百四十四万六千三百三十六円で、共済費等の川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額三億三千八百六十八万三千九百九十九円で、組合分元金償還金等でございます。

次に、三十四ページを開きください。

二目利子につきましては、支出済額七百六十九万七千九百八十四円で、組合分利子償還金等でございます。

最後に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

歳出合計につきましては、支出済額五十一億七千七百九十九万九千八百七十七円、不用額八千二百七十一万九千九百九十三円でございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成三十年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(佐藤 明 監査委員登壇)

○佐藤 明 監査委員 御指名をいただきましたので、平成三十年川越地区消防組合

一般会計決算について、監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。

本検査について決算書類及び決算附属書類等を精査したところ、いずれも法令に基づき適正に作成され、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。なお、金額につき

ましては千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が五十二億三千六百二十八万九千円で、前年度に比べて一・九％減少し、歳出が五十一億七千七百九千円で、二・六％減少しております。

決算収支状況について見ますと、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は六千五百四十四万九千円であり、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支についても同額となっております。また、当年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は三千四百八十八万五千円の黒字となっております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度と比較して分担金及び負担金が増加しており、その主な要因は、消防組合負担金の共通経費の増加が挙げられます。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度と比較して公債費が増加し、消防費が減少しております。公債費が増加した要因は、組合債の償還金の増加が挙げられ、消防費が減少した主な要因は、退職手当の減少が挙げられます。

また、予算流用につきましては、前年度に比べ増加しております。流用に当たっては、予算が議決を経て成立したという経緯を十分に踏まえつつ、財務に関する規則等にのっとった適切な運用に努められるよう要望いたしました。

近年の消防を取り巻く環境は、災害の大規模、複雑多様化、急激に進む少子高齢化等により大きく変化しており、さらには首都直下型地震の発生が危惧されていることから、消防に対する期待はますます高まっております。このような状況下において、当年度は経年劣化した消防車両をより高機能な車両に更新するとともに、職場内研修をはじめ、各種資格取得研修等へ積極的に参加するなど、職員の能力向上に努め、消防力、救急体制の強化を図られたことを評価いたしました。

歳入の根幹である負担金については、構成市町の財政状況が厳しい中、大幅な増加は見込まれない状況にあるものと考えられます。一方、歳出については、今後の消防力、救急体制強化のための消防車両等の更新、新消防庁舎の建設により引き続き

き厳しい財政運用を強いられるものと考えます。

最後に、今後の消防行政の運営に当たりましては、業務の効率化や経常的経費の縮減を図り、川越地区消防組合消防基本計画に掲げた、住民が安全・安心を実感できるまちの実現に向けて、より一層の努力を期待いたします。

以上をもちまして平成三十年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。岸啓祐議員。

(岸 啓祐議員登壇)

○岸 啓祐議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第九号、平成三十年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして御質疑を申し上げます。

三十年度決算資料を確認させていただきました。市民生活の安心を確保する上で消防業務が極めて重要であることは言うまでもありません。そして、消火活動においては、まず何よりも十分な水の確保が必要となるわけでございます。そのようなことで、歳出のうち消防費、水利施設費、特に川越市内における三十年度の取り組み結果についてお尋ねをいたします。

まず、川越市水利施設管理のうち負担金等の内容についてお尋ねをいたします。あわせて川越市消防水利の増設のうち負担金の支出内容についてお尋ねをし、一回目の質疑といたします。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 川越市水利施設管理及び川越市消防水利の増設の負担金、補助

及び交付金の内容について御答弁申し上げます。

まず、川越市水利施設管理の負担金、補助及び交付金につきましては、川越市における消火栓の維持管理に必要な経費を負担金として川越市上下水道局に支払ったものでございます。

次に、川越市消防水利の増設の負担金、補助及び交付金につきましては、川越市における消火栓の設置に係る経費を負担金として川越市上下水道局に支払ったものでございます。

なお、この負担金の額につきましては、いずれも川越市上下水道局が算出したものでございます。水利施設管理に係る負担金の額につきましては、平成二十八年度末の給水人口と国が示す公営企業水道会計繰り出し基準の係数により算出されたものでございます。また、消防水利の増設に係るものにつきましては、消火栓七十八基の設置を予定し算出されたものでございます。

以上でございます。

(岸 啓祐議員登壇)

○岸 啓祐議員 たいま御答弁をいただきました。川越市内の消火栓既設分の維持管理費用として川越市に負担金を支払い、あわせて七十八基の新設を予定して相当額を川越市に負担金として支払ったということを確認させていただきました。

事前に資料として御提供いただきました平成三十年度刊行、消防年報、こちらでございしますが、この中の、川越市内の消火栓及び防火水槽の設置状況に注目をさせていただきます。

私がかつて自治会役員を務めていたときに、川越市の場地内の私設の防火水槽撤去の同意書に署名したことがございます。その土地利用者は以前、自警消防団員として務めていた関係で協力したと考えますけれども、御自分の敷地利用計画の変更により防火水槽を撤去することとなりました。また、川越市内笠幡地内におきまして、四、五年前でしょうか、大規模な宅地造成が計画され、その際、自警消防団の小屋と防火水槽が撤去されたということも伺っております。その反面、本年二月、

笠幡駅前広場が完成したわけですが、その中央部の地下に防火水槽が新設されたというふうに聞いております。

このようにして私設の防火水槽の設置場所は今後も変動する要素があるというふうに考えられますけれども、そこで、お尋ねをいたします。

川越市内の防火水槽の充足率と今後の設置計画につきましてお尋ねをいたします。あわせて、川越市内の消火栓の今後の設置計画につきましてお尋ねをして私の質疑いたします。

以上でございます。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 川越市における消防水利の充足率と今後の整備計画について御答弁申し上げます。

まず、川越市における消防水利の充足率についてでございますが、総務省消防庁が消防水利の整備に係る基準として示しております消防水利の基準に基づきますと、平成三十一年四月一日現在、九五・九%の充足率で整備を図っております。なお、この充足率は、消火栓と防火水槽の両方を合わせて算出するものとなっております。

次に、消防水利の整備に係る今後の設置計画でございますが、消火栓につきましては、市内全域において迅速かつ効果的な消火活動が行えるよう、当消防組合において消防水利の設置状況を検討し、消火栓の増設、適正配置につきまして川越市上下水道局と調整を図っていきたく考えております。

また、防火水槽につきましては、防火水槽の少ない地域として市内計十二の地域を既に選定しておりますことから、これらの地域における防火水槽設置用地の確保につきまして、川越市と調整を図りつつ優先して防火水槽の整備を図る計画でございます。

なお、民地へ設置している防火水槽につきましては、土地所有者から撤去の要望がなされることもございますが、その際には消火栓を含めた周辺の水利状況や今後

の整備予定を確認し、当該地域における消防力が低下しないよう調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○桐野 忠議長 柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 前議員に引き続きまして御質疑を申し上げます。

火災予防対策に関することについてお聞きをいたしますが、まず、状況についてお伺いをしたいと思います。

ことしに入って火災の連絡を受けるケースが目立った。特に年明け早々でしょうかね、大変多く、私が住んでいる名細地域に比較的多く消防車が入ったことも記憶をしておりますし、また、人的な被害が出た報告も受けています。

少し多いのかなというふうなことも感じましたので、状況等について改めてお伺いをいたしますが、まず、本年の火災の状況について、平成三十年、それから本年直近のところまで、現状でどういうふうになっているのか、火災の原因等についても、わかればあわせてお伺いをしたいと思います。

以上、一回目といたします。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

本年の火災の状況でございますが、九月末日現在、消防組合管内で発生した火災件数は九十三件でございます。平成三十年につきましては年間七十五件でございますので、比較いたしますと十八件の増となっております。また、昨年九月末の同時期と比較しますと、三十八件の増でございます。

火災原因につきましては、本年、そして平成三十年ともに、放火、放火の疑い、たばこ、そして電気機器や配線等に起因するものが多い、そういった状況でございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。

二回目の質疑を申し上げますが、今御答弁のとおり、既に昨年、平成三十年の七十五件を既に上回っている状況で、前年と比較して三十八件の増ということで、かなり多いということです。昨年は幸いにして少なかったということもあるとは思いますが、この増え方は少し心配だなと思うところです。原因につきましても、放火、放火の疑いなどが上位に挙げられているということで、大変気になるところです。

私もファックス等で連絡を受けることはありますが、近所に消防車が来たときには、火災情報ダイヤルに電話して、どういうところ、詳細な場所でどういうふうになっていることを気にしておるんですが、市民の方も使われて、こういうものを把握をして、特に放火の疑いが最近多いということも市民の間では知られているので、だとすれば、自宅の近くであるときには心配になるのでダイヤルをする方も多いんじゃないかなというふうに思います。ぜひこの点については、原因等の把握に努めるとともに、防火対策を、火災予防対策、特に警戒などを行っていただく必要があるのかなというふうに感じたところです。

そこで、二回目をお伺いをいたしますが、この火災件数の増加に伴って火災予防対策、具体的に特別何か手だてを講じられているのか、このところ気にして新しく対応していただくこと、重点的に対応していただくこと等がございましたら、どのように行っているのか、また、今後についてどういうふうに行おうとしているのか、お考えをお聞きして私の質疑といたします。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

火災件数の増加に伴う火災予防対策についてでございますが、消防組合といたしましては、火災件数の増加に伴い、二月十五日から消防車両による広報を開始し、現在も継続して実施中でございます。

また、二月及び八月に、ホームページへ火災予防に関する注意喚起の記事を掲載いたしました。さらに、同八月に、川越市及び川島町に御協力をいただき、広報川越への掲載並びに川越市防災メール及び川島町かわべえメールにて火災予防に関する注意喚起を実施いたしました。

今後は消防組合発行の虹のマーチ十月号に火災予防対策について掲載するとともに、十一月九日から十五日の間、秋季全国火災予防運動に伴い、各自治会へ火災予防に関するチラシの回覧及びポスター回覧、また、消防車両による広報、庁舎への懸垂幕、横断幕の掲出、そして、全ての車両に火災予防運動実施中のマグネットシートを張るなど、多様な火災予防対策を推進してまいります。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんので、これより本件の採決を行います。本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一〇号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第八、議案第十号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一〇号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第十号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防団員の欠格事項から成年被後見人または被保佐人を削除するとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、条例の施行期日を令和元年十二月十四日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんので、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

定めることについて
原案可決

△閉 会

○桐野 忠議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時八分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七

議案第九号

平成三十年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算

認定について

原案認定

日程第八

議案第一〇号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

令和元年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録